## 別紙2

## 調整方針修正案の再協議分(第2回産業経済小委員会/2項目中2項目)

通番	大項目 中項目	6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門部会	協定
	小項目 細項目	方針 時期	調整内容	方針 時期	調整内容	<b>发</b> 更的铅			協定 項目 分類
	<ul> <li>20 経済</li> <li>01 農業·畜産業の状況</li> <li>03 農業·畜産業振興事業</li> <li>16 酪農対策</li> </ul>	合併時	1 酪農先進地視察研修に対する一部補助及び離農跡地等に新規に 就農する農業者の支援については、鶴居村の制度に一本化し新市に 引き継ぐ。 2 釧路市と阿寒町で実施している阿寒酪農振興会への運営費補助に ついては、現行のまま新市に引き継ぐが、他の農業団体への方針と併 せて調整する必要がある。 3 鶴居村で実施している良質乳生産に対する補助については、新市 の制度として引き継ぐ。	統合 (同一内容) 同左	1 釧路市と阿寒町で実施している阿寒酪農振興会への運営費補助については、現行のまま新市に引き継ぐが、他の農業団体への方針と併せて調整する必要がある。	化)」を「(同一内容)」に修正 1及び3の記述を削除 し、「2」を「1」に修正	については、変更内容の により、制度を一本化とする記述にならなくなったため については、鶴居村離脱による		25-13

通番	大項目 中項目	6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門	協定
	小項目	方針	調整内容	方針	調整内容	<b>安</b> 史内台	发史 <b>连</b> 田	部会	協定 項目 分類
	細項目	時期		時期	******				
2	<ul><li>20 経済</li><li>05 商工業の状況</li><li>04 商工業振興事業</li><li>03 中小企業等活性化推</li></ul>	統合 (一本化) 経過措置 3年程度	1 阿寒町の固定資産税課税免除規定等の取扱いについては、これまでの経緯もあることから3年程度の経過措置が必要と思われる。	同左	1 釧路市の例により一本化し、阿寒町の固定資産税課税免除規定等の取扱いについては、これまでの経緯もあることから3年程度の経過措置が必要と思われる。	の例により一本化し、」を追	調整方針の方向性区分 欄に明示された統合内容 を追加	産業経済	20
	進								

再協議にあたり下記の修正案を提示します

同左 <b>合併時</b>	1 釧路市の例により一本化する。	調整時期の「経過措置3年程度」を「合併時」に 修正	<u>については、調整内容</u> <u>の修正(のとおり)によ</u> <u>る</u>	産業経済	20
<u> </u>		<u>1の記述を修正</u>	については、調整方針 の方向性区分欄に明示 された統合内容を追加 するとともに、阿寒町の 固定資産税課税免除規		
			定等の取扱いが[20 - 05 - 04 - 10]「企業誘 致」の項目で整理済みの ため		